

6 事業者の方へ

り災証明書判定			
全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊

⑥ 事業者の方へ

(1) 中小企業者向け融資制度

北海道経済部地域経済局中小企業課金融係
☎011-204-5346

内容

地震により被害を受けた中小企業者などは、道の「中小企業総合振興資金 経済環境変化対応資金 経営環境変化対応貸付【災害復旧】」を利用することができます。

対象

道内に事業所を有する中小企業者および中小企業等協同組合等であって、地震の直接または間接の被害により経営に影響を受けている方
＜適用地域＞厚真町、安平町、むかわ町

融資内容

〔資金使途〕

運転資金、設備資金

〔融資額〕

運転資金の場合 5,000万円以内
設備資金の場合 8,000万円以内

〔利率〕

- ・固定金利
年1.0% (融資期間5年以内)
年1.2% (融資期間10年以内)
- ・変動金利
年1.0% (融資期間が3年を超える場合)

〔返済期間〕

10年以内 (据置2年以内)

手続き

〔受付窓口〕

厚真町商工会

〔取扱期間〕

平成30年(2018年)9月6日(木)～令和3年(2021年)3月31日(水)

〔必要なもの〕

- ・決算書2期分(2期分の決算または申告が終了していない方は、提出可能な決算書等および直近の試算表)
- ・商業登記簿謄本(法人の場合)
- ・見積書または契約書(設備資金の場合)
- ・道が別に定める様式による調書
- ・市町村長等が発行するり災証明書の写し(直接被害を受けた場合のみ)